○厚生労働省令第四十三号

理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第三条第四項及び美容師法（昭和三十二年法律第百六十三号）第四条第五項の規定に基づき、理容師法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年九月十三日

厚生労働大臣　加藤　勝信

理容師法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令

理容師法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十九年厚生労働省令第三十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則 （理容師法施行規則に係る経過措置） **第二条**　（略） 2　第二号施行日前に理容師法第三条第三項に規定する指定を受けた理容師養成施設において理容師になるのに必要な知識及び技能の修得を開始した者であって、昼間課程又は夜間課程において令和元年十月一日から令和三年三月三十一日までの間に当該知識及び技能を修め終わるもの（第一条の規定による改正後の理容師法施行規則第十三条第二項の規定により試験が免除される者並びに理容師養成施設指定規則第三条第一項第九号に規定する修業期間が二年の理容師養成施設において修得の開始から二年の間に当該知識及び技能を修め終わらない者並びに令和二年十月一日から令和三年三月三十一日までの間に当該知識及び技能を修め終わる者であって修業期間が三年の理容師養成施設において修得の開始から三年の間に当該知識及び技能を修め終わらないものを除く。）が受ける理容師試験については、令和三年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。 （美容師法施行規則に係る経過措置） **第十一条**　（略） 2　第二号施行日前に美容師法第四条第三項に規定する指定を受けた美容師養成施設において美容師になるのに必要な知識及び技能の修得を開始した者であって、昼間課程又は夜間課程において令和元年十月一日から令和三年三月三十一日までの間に当該知識及び技能を修め終わるもの（第五条の規定による改正後の美容師法施行規則第十三条第二項の規定により試験が免除される者並びに美容師養成施設指定規則第二条第一項第九号に規定する修業期間が二年の美容師養成施設において修得の開始から二年の間に当該知識及び技能を修め終わらない者並びに令和二年十月一日から令和三年三月三十一日までの間に当該知識及び技能を修め終わる者であって修業期間が三年の美容師養成施設において修得の開始から三年の間に当該知識及び技能を修め終わらないものを除く。）が受ける美容師試験については、令和三年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。	**附　則** （理容師法施行規則に係る経過措置） **第二条**　（略） （新設） <